

医療機関等の受診には、ぜひマイナンバーカードをご利用ください！



オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了しているか確認する方法

オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了すると、マイナンバーカードで医療機関等を受診できます。

データ登録が完了しているかは、スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上で、ご確認いただけます。被保険者資格情報が登録されているか受診前にご確認ください。

- ※ システムへのデータ登録には資格取得後、少々時間を要します。
- ※ マイナンバーをご提出いただいていない方は、ご提出をお願いいたします。ご提出が無い場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、あなたのマイナンバーを照会することがございます。
- ※ 登録が完了しているかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて共済組合員証を携行してください。



マイナンバーカードで受診するメリット

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※ 本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※ 本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参も不要となります。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー 受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

- マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



- マイナンバーカードの健康保険証利用について【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html





マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare